

公明党マニフェスト 2007 政策集

(マニフェスト 2005 改定)

2007年6月14日

マニフェスト 2005 (改定したものも含む)のうち、実現及び一部実現したものについては、進捗状況を付した。

1. まかせて安心！ 子育て支援・年金・医療・介護！

(1) 子育て20（ニーマル）安心プラン

「20歳まで」安心して育てられる「20項目」を「平成20年」までに達成。

<児童手当などの拡充>

児童手当の支給対象を中学3年生まで引き上げます。また、次の段階として支給額も第1子1万円、第2子1万円、第3子以降2万円へと倍増をめざします。

進捗状況：2006年4月より対象年齢を小学校6年生までに拡大。所得制限も年収860万円まで緩和。2007年4月からは3歳未満の第1子、第2子の支給額を倍増する乳幼児加算が実現。

出産育児一時金を現行35万円から50万円への引き上げをめざします。

進捗状況：2006年10月より30万円から35万円に増額。

保育所受け入れ児童数を拡大します。いつでも誰でも利用できる「保育サービス」、延長保育、休日保育、保育ママなど多様なサービスを拡大します。

産科・小児科など医師が不足している特定の診療科に対して診療報酬の引き上げなどにより増員を図るとともに、小児救急医療体制の整備（24時間対応可能）を含め、小児医療、周産期医療の提供体制の充実を図ります。

<中小企業の育児対策支援>

育児休業の取得や短時間勤務の導入を奨励するため、100人未満の中小企業に対し、育児休業取得者1人当たり100万円の助成を行うなどの支援の拡大を進めます。

子育て支援に積極的に取り組む企業への税制の優遇や社会保険料負担の軽減など支援策を拡充します。

進捗状況：育児休業中の保険料免除制度が拡充。さらに仕事と育児や介護の両立を後押しする事業主に対する助成金等が拡充。

事業所内託児施設の設置・運営に係る助成を拡大するとともに、こうした施設の地域や他企業への共同利用を進めます。

<生活を犠牲にしない働き方>

育児介護休業制度の普及拡大を図るため、分割取得や短時間利用を認めるなど柔軟性の高い制度へ

と改善します。また、父親の育児参加を促すため、育児休業を父親が必ず何日か取得する「父親割り当て制」(パパ・クォータ)を導入します。

つどいの広場、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの整備など地域子育て支援体制を充実します。

時間外労働の割増賃金の引き上げやサービス残業の取り締まり強化など長時間労働対策を進めるとともに、メンタルヘルス(心の健康)対策等の強化で職場環境を改善します。

職業訓練機会の充実やトライアル雇用の拡充など、母子家庭等が自立できる「正規就労への移行」をハローワーク等と連携を図りながら促進します。

女性の再就職を支援する相談体制の整備や再雇用制度の導入を進めます。
通常労働者とパート労働者の処遇均衡を図るための条件整備を推進します。

<若年者雇用への支援>

「若者自立・挑戦プラン」の効率化を図り、フリーター、ニートの総合的な若年雇用対策を強力に推進します(教育段階からの予防的対策に重点化を図ります)。

新規学卒者のミスマッチ縮小のための若年者ジョブサポーターを拡充します。

高校中退者再出発支援窓口の導入と推進を図ります。

就業経歴を書き込める「キャリアパスポート」制度を創設します。就職活動の手順が分かる「キャリアマップ」の作成と推進を図ります。生涯を通じて教育訓練・スキルアップできるシステムの整備を推進します。パソコンやIT等を活用し、職業教育をいろいろな場所で気軽に受講できる「日本版ランダイレクト(草の根eラーニング)」を創設します。社会が必要とする職業能力を身に付けた若者に国が「証明書」を発行する仕組み「YESプログラム(若年者就職基礎能力支援事業)」の整備、推進を図ります。

<子育て夫婦の住宅支援>

子育て世代の経済的負担を軽減するために、優良住宅を提供する支援策を促進します。

自治体等の賃貸住宅供給者と育児・教育施設とのハード・ソフト面での連携(団地の空きスペースを使った保育事業の展開など)を推進します。公共(公営・公社・機構)団地内への医院や福祉施

設の開設を推進します。

公営住宅の整備など安心して子育てできる公的住宅の整備による住宅セーフティネットの確保を図ります。

中堅所得者が負担に応じた良質な賃貸住宅を選別できるよう、優良賃貸業登録制度等を創設します。

<子育て支援追加プラン>

「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を制定し、国を挙げて企業と国民が一体となった「働き方改革」を推進します。また、テレワーク(ICTを活用した場所と時間に制約されない柔軟な働き方)普及に向けた環境整備を図ります。

幼稚園や保育園の利用料の軽減など、就学前の子育てにかかる負担軽減を推進します。特に、私立幼稚園の就園奨励費を拡充し、公立幼稚園や保育園がない地域の教育費の負担軽減を図ります。

(2)年金 「100年を見通す改革」を踏まえ、更に信頼できる年金制度へ

基礎年金番号に統合されていない約5000万件については早急に調査を行い、2008年6月から確認のための手続きを実施し、受給者へは2008年8月まで、被保険者へは2009年3月までにお知らせします。また、5年の時効を廃止し、過去にさかのぼっての受給を確実に行うなど、本来受け取ることができる年金額を全額支給します。

年金保険料を納めた領収書等がない場合でも、第三者委員会で合理的に納付していたことが推定されれば、積極的に年金受給権を認めるようにします。

「ねんきん定期便」を拡充し、08年4月からすべての被保険者に対して、毎年、加入期間、納付履歴等を本人にお知らせできるようにします。

基礎年金番号を軸として年金・医療・介護の負担と給付を総合的に管理する総合社会保障口座を創設します。これにより、国民一人ひとりの自らの社会保障に係る情報の取得を容易にするとともに、負担の総合的な調整が可能となります。

年金制度の財政基盤を安定させるため、2004年の年金改革(「100年を見通す改革」)の道筋に沿って、2009年度から基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げを実現します。

被用者年金(厚生年金と共済年金)の一元化、女性の年金権の確立ならびに厚生年金、共済年金の個人単位化を進めます。

国民年金の未納・未加入問題を、年次を区切って解決します。

現在2年の年金保険料の事後納付期間を5年に延長する制度を創設し、無年金・低年金の防止を図るとともに、国民年金基金の加入期間の延長や保険料の小口化など利用しやすい制度へと改善します。

社会保険庁の抜本改革を行うため、現行組織を解体し、業務の効率化・民間手法の導入を進めつつ、国民サービスの向上を図る「新組織」へと移行します。

進捗状況：2007年3月「日本年金機構法案」を提出し、現在審議中。

フリーター・ニート対策（雇用機会の提供・確保も含めて）を推進します。

議員年金制度については廃止し、最終的には公的年金制度との統合をめざします。当面は、国庫負担を70%から50%へ減額し、議員が受け取る年金は33%減らし、既裁定者の給付額を10%減額します。

進捗状況：2006年2月「国会議員互助年金法を廃止する法律」の成立に伴い廃止。今後、公的年金制度との統合について検討。

中国残留帰国者の生活基盤の安定を図るため、年金制度の充実や新たな給付金制度の創設など、抜本的な支援策を講じます。

(3) 医療 「治療中心から予防重視」へ転換

「がん対策基本法」に基づき、治療の質や情報の地域格差を是正し、がん登録制度の導入も進めつつ、全国どこでも最適ながん治療を受けられる体制を整備します。

治療の初期段階からの緩和ケア（痛みをとる）を実施するため、5年以内に、がんを担当する全ての医師に緩和ケアの研修を行います。

放射線治療の普及とともに、放射線療法・抗がん剤療法の専門医の育成を進めます。

気軽にセカンドオピニオン（別の専門医の診断）が受けられる環境整備を進めます。

全国のがん医療水準の引き上げ、治療が難しいがん患者の受け入れや、予防・診断体制を推進する一環として、「がん診療連携拠点病院」の整備、がん検診の拡充、新たな治療方法・治療薬の開発、禁煙の推進などに取り組み、がん罹患率、死亡率の低下を実現します。

進捗状況：2006年6月がん対策基本法が成立。2007年6月には「がん対策推進基本計画」が策定。

80歳になっても自分の歯を、20本以上保つために、歯科健診と自己管理を通じて、健康づくりを行う「8020（ハチマルニイマル）」運動を推進します。

後期高齢者医療制度のスタートに向けた体制整備、生活習慣病対策を中心とする医療費適正化対策等を強力に推進するとともに、在宅を含めた地域における医療提供体制の整備を図ります。

医療保険者による特定健診の義務付けを踏まえ、メタボリック症候群の予防・減少の取り組みに対し、関係機関の連携強化を図ります。

医療や介護に係る自己負担を家族で合算し、負担が高額な場合に軽減を図る新たな高額療養費制度を実施します。

女性専門外来の全都道府県での開設をめざします。

生涯を通じた女性の健康支援を充実させます。

骨粗しょう症や貧血、乳がん、子宮疾患等の予防と早期治療のために、成人女性に対する健診の普及と充実を進めます。

乳がん検診の精度向上のため、マンモグラフィー検診に加えて超音波（エコー）検診の導入・併用を進めるとともに、読影医の養成・確保など検診体制の充実・強化、受診率の向上を図ります。思春期外来における相談や無料健診を実施します。

アレルギー疾患対策を抜本的に強化します。

国公立病院のアレルギー科の増設、全都道府県における公立・民間のネットワークの強化などを図ります。

温泉を活用した健康づくりの推進を図ります。

温泉療法医、温泉利用指導者（員）などの人材を確保します。

温泉施設、旅館を「健康増進施設」として活用します。

特定疾患治療研究事業の安定的な運営の確保や対象外疾患の救済策の検討、小児難病対策の充実など、総合的な難病対策の充実を図ります。

肝炎対策の充実を図るため、地域における専門治療施設の整備など検査・治療体制を強化するとともに、治療費の負担軽減に取り組みます。

(4) 医師不足対策等の推進

医師不足地域に対する国レベルでの緊急的な医師派遣システムを構築するとともに、病院勤務医の過重労働を解消するための集約化や交代勤務の推進など、総合的な対策を迅速に進めます。

新生児から思春期までを対象に保健と医療の包括的な支援体制の充実を図る「小児保健法」を制定します。

出産分娩等に伴う無過失の医療事故を救済するため「無過失補償制度」を創設するとともに、医療

事故の裁判外紛争処理制度の創設を進めます。

育児休業取得や短時間勤務の推進、院内保育所の整備、女性医師バンクの体制強化など、女性医師が働き続けられる環境整備を進めます。

(5) 介護 「介護予防」で元気な長寿を実現

ニーズが高まる認知症高齢者グループホーム、小規模多機能施設など、地域の実情を踏まえ、必要な施設体系の整備・充実を図ります。

療養病床の再編成を踏まえ、老健施設等への転換支援など地域ケア体制の整備・充実を図ります。

高齢者の介護保険料について、所得の変化や税制改正による急激な負担増を回避するため、現行の所得段階別保険料を見直し、所得比例方式へと改めます。

難病やがん末期の要介護者などに対し、医療機関や訪問看護ステーション等と連携してサービスを提供する「療養通所介護」を本格的に実施する体制を整備します。

(6) 障害者福祉・共生社会めざして

発達障害者支援法の施行を踏まえ、早期発見・早期療育・教育・就労等、地域における一貫した支援体制の構築を図るとともに、発達障害支援センターを全都道府県に整備します。

地域生活における障害者の生活基盤となるグループホームや福祉ホームを2007年度末までに6・5万人分の整備を進めます。小規模作業所の新事業体系への移行支援を行い、地域における作業活動の場などの受け皿づくりを推進します。

福祉的雇用から一般就労への移行推進のため、トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）の拡充により、2008年度に行われる障害者雇用実態調査において、雇用障害者数を60万人にすることをめざします。

障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」の全国展開を図るとともに、障害者の就業及び日常生活に係る助言・相談等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の倍増をめざします。

活字文書読み上げ装置や音声コードの普及など、視覚障害者のための情報バリアフリー化を推進します。また、選挙公報等の全文の点字化・音声コード化を図り、視覚障害者に配布できるようにします。

J R・高速道路等交通機関の障害者割引に、精神障害者も対象に加えます。

(7) 児童虐待防止を図ります

児童虐待のない地域をめざすため、児童相談所、児童福祉施設、学校、保健所、病院、警察、地域ボランティア、住民などの連携による「児童虐待防止市町村ネットワーク」及び児童虐待またはその恐れのある家庭の早期発見にも資する「育児支援家庭訪問事業」を全市町村に整備します。

虐待やいじめなどで情緒障害を被った児童の治療等を行う「情緒障害児短期治療施設」や施設退所後も社会生活が困難な子どもの自立支援を行う「自立援助ホーム」を全都道府県に整備します。

児童虐待、育児放棄などを未然に防ぐため、「親学習プログラム」を推進し、親自身が育児を学ぶ環境を整えるとともに、里親制度や児童養護施設の拡充を図るなど被虐待児の保護及び自立支援のための施策を拡充します。

2. なくします！ 税金のムダづかい！

(1) 徹底した「事業仕分け作戦」で、効率的な政府に

国の全ての事業について、廃止するもの 統合するもの 民間に委託するもの 地方に移管するもの、に仕分けする、という徹底的な「事業仕分け作戦」を展開し、大胆な歳出削減に着手。そこで捻出した財源を、子育て・がん対策・研究開発などに重点的に振り向けていきます。

「事業の仕分け」による歳出削減（歳出効率化）は、4年計画で、順次行います。ただし、効率化によって生まれる財源については、各省庁が、その7割ほどを新規事業に使えるようなルールをつくり、省庁が積極的に「仕事の仕分け・見直しに協力するよう配慮します。

(2) 総理を本部長とする「行政効率化対策本部」(仮称)の設置で、税金の節約

世界トップレベルのムダのない効率的な行政をめざし、国・地方を通じ、公務員数を1割削減します(国家公務員・約33万人=2005年3月現在、地方公務員・約308万人=2004年4月現在)。

天下り問題の抜本的解決のため、専門スタッフ職の整備や定年の引き上げなど、天下り排除の人事システムに改革します。公務員の労働基本権について、改革の方向で見直しを行います。

公務員給与について、地域の民間給与を一層反映させること等により、地方公共団体の歳出を削減します。

独立行政法人の徹底した効率化・合理化を実現するため、101の全法人を対象とした本格的な見直しを実施します。また、社会情勢の変化により迅速に対応するため、より短めの中期目標期間を設定します。

国民の信頼の得られる透明な政策決定プロセスを確立するため、国及び地方のすべての審議会、懇談会等について、その必要性、委員数、委員報酬、情報公開等の観点から見直しを行います。

国・地方を通じて行政のオンライン化を推進するとともに、国・自治体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上にします。特に、自治体においては、公共施設の予約や各種イベントの申し込みなど住民に身近な行政サービスのオンライン利用率の向上を図ります。

地方公共団体において市場化テストの活用が図られるよう、必要な環境を整備します。

国の公共事業費については、予算の重点化・効率化を進め、ムダな公共事業をなくすことは当然として、経済動向を勘案しつつ、一層の縮減を図ります。なお、この間、公共事業コストの縮減により、所要の事業量を確保するとともに、官公需について、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国等の中小企業向け契約目標を拡大します。

構造が複雑で透明性の低い「特別会計」については、廃止を含め合理化を進めます。

進捗状況：「特別会計に関する法律」の成立を受けて、2007年4月より特別会計の統合を実施。2010年までに特別会計の数を31から17へ削減することを規定。

(3) 官製談合と官・業の癒着の断絶

特殊法人等の役員の公共工事受注企業への天下りを原則禁止します。

指名競争入札制度を原則廃止し、技術力など一定の条件を満たせば、誰でも参加できる一般競争入札、電子入札等を拡大し、入札改革を断行します。

談合企業へのペナルティーとして、指名停止期間を現行の最長1年から2年へ引き上げます。

進捗状況：2006年12月、改正官製談合防止法が成立。

(4) 地方分権の推進

新しい国と地方の関係の構築に向けて、国から地方への権限・財源の移譲を進め、「地方分権改革一括法」を制定します。中長期的な課題として、道州制への移行を積極的に推進します。

地域間における財政格差、税源偏在の是正に向けた措置について検討するとともに、将来的には、国・地方の税源比率を1対1にすることをめざします。地域活性化の観点から、「ふるさと納税制度」(仮称)の導入に向けて検討します。

市町村合併を強力に進め、1000自治体をめざします。

(5) ユーザーの立場で、自動車関係諸税を見直し

自動車関係諸税は、公共事業5カ年計画や道路特定財源のあり方の検討にあわせ、見直します。その際、特に自動車重量税については、その財源が本来の道路整備事業に活用されていない現状に堪がみ、例えば、暫定税率の引き下げにより納税者に還元することや、その用途のあり方を検討することなど、見直します。

3. 保証します！ あなたの安全、暮らしの安心！

(1) 地震減災・建物倒壊ゼロ作戦

大規模地震、大規模風水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪対策等を戦略的・重点的に推進し、防災・減災対策を強化します。

地球温暖化に伴う台風の大型化、集中豪雨、高潮等に備えるため、ゼロメートル地帯における海岸保全施設の老朽化・耐震化対策、中小河川の護岸・改修、土砂崩れ対策を推進します。

<10年間に住宅700万戸、学校・病院など5万棟を耐震化>

耐震診断と耐震改修への補助や耐震化を促進する減税によって、今後10年間に住宅700万戸、学校や病院などの特定建築物5万棟とその他の建築物50万棟についても、建て替え・リフォームなどで耐震化を進めます。さらにその5年後の2020年までにすべての住宅・建築物の耐震化をめざします。

<密集市街地における救急体制の確立>

全国の密集市街地について、救急車・消防車が進入できる道路を確保するための暫定進入路確保事業を実施し10年以内に完了します。

狭い道路へ救急車や消防車が入れるよう緊急自動車の規格を小型化します。

<人命救助・非難誘導体制の強化>

広域緊急援助隊（警察）の強化、特殊な救援・救助車両等や資機材を装備した東京都のハイパーレスキュー隊同等の救助部隊（消防庁）の政令市への配備、いつでも、どこでも、災害発生時に人命救助・避難誘導等に万全な態勢を確立します。

救急医療や災害発生時等に重要な役割を果たすドクターヘリについて、「救急医療ヘリコプター特別措置法案」に基づき、5年以内に全都道府県（50機）への配備をめざします。

日没後の救急対応が可能となるよう、山間部など医療過疎地を中心に夜間照明付きのヘリポート（災害広場兼用）の整備を推進します。

フライトドクターなどドクターヘリ関係医療スタッフの育成支援を実施します。

ドクターヘリ事業への都道府県負担を軽減するため、医療費の削減効果等を踏まえ、健康保険等の適用が可能となるよう早期に措置します。

(2) 「空き交番ゼロ作戦」 世界一安全な国、日本へ

空き交番ゼロ作戦を実現するとともに、警察は犯罪者の検挙など警察にしかできないものに重点を置くことで検挙率の向上をめざします。

進捗状況：2007年4月に「空き交番」が解消。

警察官OBや民間警備員を活用した地域や学校等のパトロール体制を強化するとともに、地域のボランティア等による自主的な取り組みを支援し、安全・安心の暮らしを徹底ガードします。地域住民、ボランティア団体が管理・運営する「地域安全安心ステーション」モデル事業を拡充します。

凶悪犯罪から子どもや市民を守るため、全国で活動する防犯ボランティア団体（約3万2千団体）による「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動に、国や自治体が積極的に支援することを責務とする「地域安全安心まちづくり推進法」を制定します。

銃器や薬物等の水際対策の強化や、暴力団等組織犯罪の取り締まりを推進します。

ICT技術を活用し、独居老人等の要望に地域が連携して対応できるよう、安否確認や災害発生時の避難支援など、地域全体で高齢者等を見守り支えるシステムを導入します。また、携帯電話や電子タグを活用した子どもの登下校安全見守りシステムを全国的に導入します。

国際テロの脅威や国内における外国人犯罪の増加に対し、諸外国との連携と協力、出入国管理体制の強化などにより、未然防止を図ります。とりわけ、テロに対しては、不測の事態における対処能力の強化、公共交通機関の教育・訓練を行うほか、緊急医療体制の基盤整備を確立します。

(3) 「開かずの踏切ゼロ作戦」 10年以内に100%解消

全国に600カ所ある「開かずの踏切」（ピーク時1時間の閉鎖が40分以上）を、連続立体交差（高架化）や拡幅、横断歩道橋、交通迂回などで、今後5年以内に70%、10年以内に100%解消します。

「開かずの踏切」や歩道が狭小な踏切等（約1200カ所）に対して、踏切歩道の拡幅や歩行者立体歩道橋、「賢い踏切」などの速効対策を3年間で実現します。

(4) 「食の安全・安心確保プラン」 「食の安全」確立で安心の食卓

世界的な人口増加やアジア諸国の食料需要の増大、地球温暖化の進行等による世界の食料需給の不

測の事態に備え、食料自給率50%（カロリーベース）へ引き上げることをめざします。また、金額ベースの自給率を80%程度に引き上げることをめざします。

食について自ら考え、判断できる能力を養成する食育の取り組みを、国民的な運動として推進します（義務教育段階での農林水産業への体験学習の実施、2005年4月からスタートした栄養教諭を1万人に拡大＜現在全国で16人＞、朝食を食べない欠食児童の減少、など）。

有機栽培・減農薬栽培農家の倍増、国産農水産物へのトレーサビリティシステム（生産流通情報把握システム）の導入、食品表示や外食等も含めた原産地表示の充実、不正表示や虚偽表示対策の強化、農薬等の適正使用の徹底、家畜伝染病対策など、総合的な食の安全対策により、消費者の安心を確保します。

（５）住宅セーフティーネットの確保

低廉な家賃で居住性能の高い賃貸住宅の普及の促進を図るため、民間賃貸住宅版の品質表示を制度化します。

高齢者世帯等が旧住宅公団の賃貸住宅に安心して住み続けられるよう、国が責任をもって居住の確保の支援措置を実施します。

（６）バリアフリー・ユニバーサル社会の形成推進

2010年までに、1日乗降客5000人以上の全ての駅ならびに周辺地域のバリアフリー化を実現します。

コミュニティバス、低床バス、福祉タクシーを倍増します。

段差解消、車イス通行可能な廊下等のバリアフリー化住宅を、公営住宅全体の5割まで高めます。

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、責任と権利を分かち合い、その個性と能力に応じてそれぞれの力を十分に発揮しながら、誇りを持って自立できるユニバーサル社会の形成を推進するため、基本理念等を定めた「ユニバーサル社会形成推進法」の制定を推進します。

（７）利用者の立場に立った放送・通信改革

2011年7月の地上放送の完全デジタル化へ向けて、すべての世帯が視聴できるよう措置を講じます。デジタル受信機やチューナーの格段の低廉化に向けて適切な施策を講じ、低所得者層に配慮しつつ、国民・視聴者の負担の軽減を図るとともに、アナログ受信機のリサイクル対策を講じます。多チャンネル、データ放送など地上デジタル放送の機能を活用し、電子自治体サービスや防災、教育情報の提供などコンテンツの充実を早急に図ります。

固定通信と移動通信の融合の展開等により携帯電話市場の競争を促進するとともに、移動通信分野へのIP技術の積極的導入等を図ることにより、サービスの多様化、料金の引き下げを促進します。

(8)消費者保護

悪質住宅リフォームをはじめさまざまな消費者被害を未然に防止し、被害者救済を促進するため、消費者団体訴訟制度を2006年の通常国会で法制化します。その他、消費者保護に必要な法制化を行い、政省令・規則類を整備します。消費者をめぐるトラブル増加に対処できるよう消費生活センターなど担当窓口の相談員確保や資質向上も図ります。

進捗状況：2006年5月、消費者団体訴訟制度を導入するための改正消費者契約法が成立。2007年6月より同法が施行。

インターネットバンキングや盗難通帳に係る犯罪等について、その防止策を検討するとともに、預貯金者等の保護のため、立法措置も含め必要な措置を講じます。

振り込め詐欺等の犯罪行為による被害が多発している状況に鑑み、一定の要件の被害者について、被害回復のための分配金の支払いを迅速に行えるようにするため、早期に「振り込め詐欺被害者救済法」を制定します。

生活に身近な製品の安全の徹底を図るため、諸施策を拡充するとともに、製品の安全情報を一元的に入手できるようにします。

さらに、従来事故拡大防止や類似事故再発防止の対策に加え、未然に事故の発生を防ぐ経年劣化製品等の点検検査システムの構築を進めます。

多重債務者問題の解決に向け、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、カウンセリング体制やセーフティーネット貸付の充実、ヤミ金融や登録業者への取り締まり・監督強化、金融経済教育の充実などについて、着実に推進します。

悪徳商法や過剰与信による被害を根絶するため、クレジットなどの利便性を確保しつつ、特定商取引法・割賦販売法の改正を推進します。

4 . 再生します！ 街に活気を、街に緑を！

(1) 地球温暖化防止策の推進

京都議定書の6%削減を実現します。

ポスト京都議定書に関して、米国、中国、インドなどすべての主要排出国が参加する、実効性ある新たな枠組みを構築し、2050年までに温室効果ガス50%削減をめざします。

国民総がかりで、家庭で簡単に実行できる省エネ対策など、二酸化炭素(CO₂)削減のための広範な国民運動を展開します。

エコ産業の市場規模を70兆円に、雇用を160万人に拡大します。このため環境関連サービス、廃棄物処理・リサイクル産業などの振興に集中投資します。

省エネで事業費を生み出すESCO事業による余剰資金活用や寄付金優遇制度拡充などを通じ、環境に取り組む中小企業やNPO、学校などを支援する「市民環境基金」(仮称)を設立します。地域の特性を生かしたESD(持続可能な開発のための教育)推進のための国内環境整備を前進させ、各地でESDの拠点づくりを進めます。

水環境保全に有効で、経済性及び効率性に優れた浄化槽(合併浄化槽)の普及を加速します。

大気汚染規制強化に伴い運送トラック等の適合車買替支援を拡充するなど、中小零細企業の省エネ・環境対策の取り組みへの支援を強化します。

船舶版アイドリングストップへの支援や、埠頭内オフロード車の電気自動車導入などによるCO₂排出減対策を進めます。また、外部電源式アイドリングストップ冷暖房システムによりエコトラックパークを実現します。

(2) 化石燃料に拠らないエネルギーの活用

「バイオマス推進基本法」の早期制定により、バイオエタノール普及などバイオマス活用の仕組みを早急に構築します。

太陽光発電、風力発電、燃料電池など自然エネルギー普及を拡大するため、支援制度の拡充や日本版RPS(電力会社に一定の割合の新エネルギー使用を義務付け)法等を活用します。

「低公害車導入促進アクションプラン」(仮称)を策定し、政府の低公害車導入目標を前倒しします。エコハウスやエコビルの増加、エコ改修の普及も図ります。

エネルギー安定供給のため、原子力発電の一層の安全性の徹底を図り適正に推進します。事故情報の迅速な情報開示など安全性向上に向け事業者の体質改善を促します。

(3) 「眠れる水源と森」復活で都市をクールダウン（冷やす）

「水と緑のマイタウン」モデル事業を全国100カ所で実施

今後5年間で、眠っている水源（地下水・下水再生水・雨水など）を活用して、緑地の拡大や親水公園の設置、散水などの自然再生・ヒートアイランド（都市の温暖化）対策モデル事業を、全国100カ所で実施します。

緑を倍増、都市を自然が生きる“水と緑と土の街”に

公用地の自然緑地義務付け化や屋上緑化、学校ビオトープ（野生の生物が生きられる場所を学校の中につくること）、自然生態系の生きる街づくり、などを推進します。水と緑のネットワークをつくれます。

(4) 都市農業の振興で潤いのある都市空間の形成

新鮮で安全な農産物の供給、心安らぐ「農」の風景や子どもたちへの食農教育の場の提供、さらには災害に備えたオープンスペース（まとまりのある空き地）の確保、ヒートアイランド現象の緩和など、都市にあって多面的な機能を担う都市農業が持続可能なものとなるよう農地保全と農業振興策を講じます。

農業体験農園や児童農園等の普及・拡大、都市農業から発生する農業残滓（ざんし）をたい肥化するリサイクルシステムの確立、防災協力農地としての協定の締結等を推進します。

市民農園や体験農業など農山漁村をフィールドとしたグリーン（ないしブルー）・ツーリズムを積極的に推進します。

(5) エコ意識の浸透、イベントのごみゼロ化

GDPの約1%弱にのぼる各種イベントのごみゼロ・省エネ化を推進します。国主催の行事などについてエコ化、グリーン化、省エネ化を義務づけます。ガイドラインの作成、民間行事等への努力義務、配慮など、イベントで消費される資源（電気、紙、水等）を節約し廃棄物の発生を極力抑制します。子どもたちを含めエコ意識のいっそうの浸透化を図ります。

(6) 安心・快適 歩いて暮らせる街の実現

まちづくり三法を抜本的に見直し、大規模施設等の立地について広域的・社会環境からのアセスメントや調整が可能な仕組みを盛り込んだ新法「コンパクトシティ形成促進法」(仮称)を制定します。

進捗状況：2006年、改正まちづくり三法が成立。

医・職・住・遊など日常生活の諸機能が集約された、安心・快適な歩いて暮らせる生活圏を形成するため、歩いて暮らせる街づくり事業を全国で推進します。

進捗状況：現在、各市町村において、中心市街地活性化基本計画の策定が進められている。2007年2月には、富山市、青森市の基本計画が第1号として認定。認定計画に基づく取り組みに国が重点支援。

住宅リフォーム融資制度の拡充で中古住宅市場の流通量を3倍に引き上げます。

高齢者向け賃貸住宅を10万戸建設します。

都市公園(1小学校区に5カ所)の整備率を70%まで高めます。

電線類の地中化を住宅地・観光地を中心に1万キロメートルまで延長します。

<地球にやさしい国土政策>

歩行者、自転車、自動車の安全な通行環境を確保するため、道路空間の再配分等により、自転車専用の走行空間を新たに1000路線で整備します。

土や木などの自然素材を活用し、ヒートアイランド対策も含めた「人にやさしい歩道」を全国100地区で整備を進めます。

ETCを活用し有料道路料金を特定の時間・曜日・地域等のニーズに対応して、よりきめ細かく引き下げます。

今後の具体的な道路整備の姿をわかりやすく示した中期計画に基づき、国民のニーズに即した真に必要な道路整備を進めます。

美しい海岸の景観や生態系の保護に留意しつつ、ビーチスポーツや観光など多様な海岸利用ニーズに応えるため、海岸環境整備事業を拡充します。

(7) 中小企業の総力を発揮!

<新連携の企業グループを当面1000件に>

異分野の中小企業同士が連携して新事業を創出することを強力に支援します。連携を行う企業グループを新たに1000グループ構築するなど連携促進を図ります。

<中小企業のベテランの技を守り、継承>

中小企業のベテランの技能・技術を若手技術者が継承しやすくするために、技能・技術を教育プログラムとして体系化を行い、大学等の教育機関で100講座を開設し若手人材を育成します。

<新産業育成・中小企業支援>

経済成長の原動力となる地域・中小企業の活力を引き出すため、「経済成長戦略大綱」を推進します。

中小企業予算(2007年度1625億円)の倍増をめざします。また、地域中小企業応援ファンドを積極的に活用します。

成長力底上げ戦略に基づき、最低賃金法の改正や障害者の工賃倍増5カ年計画、下請取引適正化ガイドラインの策定、下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の執行強化などの諸施策を講じ、個人間格差の固定化を防ぎます。

産業活力再生や企業立地促進など中小企業対策の推進などにより地域の活性化を進めます。「頑張る地方応援プログラム」を推進するとともに、地域の資源を活用した中小企業支援など5年間で1000の「中小企業地域資源活用プログラム」を策定・実施します。

創業・経営革新・事業承継などに関するファンドの強化等の総合的な支援を進めるなど、地域の小規模・零細企業の経営力の強化を図ります。

中小零細企業への貸し渋りなどの影響を防ぐため小口零細企業保証制度の導入を実現します。国民生活金融公庫の貸付制度(マル経融資)や信用保証制度の充実等により資金調達の円滑化を図ります。

中小企業の事業承継の円滑化を支援するため、非上場株式の相続税負担の減免など、事業承継税制の抜本的拡充を図ります。情報面、税制面、金融面、法制面など中小企業の事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し総合的対策を講じます。

無担保・無保証の新創業支援制度を拡充するなど、ヤル気のある起業家を支援します。

進捗状況：中小公庫において、2006年度から無担保特例制度及び担保不足特例制度の担保免除額の上限を引き上げるとともに無担保特例制度の対象層を拡大。国金公庫において2007年度から無担保・無保証の「新創業融資制度」の融資限度額を1000万円に引き上げ。

在庫・売掛債権を活用する売掛債権担保融資保証制度を拡充し、新たに在庫（棚卸資産）を担保とする融資についても保証を行う流動資産担保保証制度を確立します。また、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を確立します。

進捗状況：国金公庫において、2005年度から一定の中小企業について貸付限度額を2000万円に拡大。商工中金：中小公庫においては、原則、第三者保証人は不要。

新産業育成、規制改革により、経済を活性化させ、新たな雇用を500万人創出します。

進捗状況：「530万人雇用創出プログラム」の推進により失業率が4%台を下回る水準に。有効求人倍率も1倍を超えるまで回復。

「経済成長戦略大綱」の核心であるイノベーションを創出するため、産学官の連携強化による研究開発投資や人材育成など総合的・一体的な推進を図ります。

イノベーションへの民間投資の加速（研究開発、「人財」、IT）などを図ります。また、環境、バイオ、情報通信、ナノテクなどの重点戦略分野への重点投資を行います。特に、ロボット、燃料電池、次世代環境航空機、宇宙利用など、近い将来に実用化が見込まれ人々の暮らしをより良くすることが期待できる研究開発に対して、大規模かつ先行的に集中投資します。

中小企業の事業再生のため必要な資金を供給する環境を整備するとともに、再チャレンジに関する気軽に利用できる相談窓口を全国約350カ所に開設し中小・小規模企業の再生や再チャレンジの取り組みを支援します。

中小企業の事業再生のため、中小企業再生支援協議会の全国組織を中心に中小企業再生支援協議会・再生ファンド等を一体的に連携させる「地域中小企業再生ネットワーク」を創設します。

やる気のある商店街を支援するために、中心市街地活性化人材支援事業などの予算（2007年度103億円）を倍増します。また、IT商店街の推進や少子高齢化等に対応した商業サービスの提供、空き店舗を活用した保育施設支援など、商店街を地域コミュニティの顔として住民が憩える場所として活性化する商店街の取り組みを支援します。

女性が創業するための「低利融資制度」の拡充など、SOHOも含めて女性起業家への支援を拡充します。

進捗状況：無担保・無保証で融資を実施する「新創業融資制度」により創業を促進。2007年度から、同制度の融資限度額を1000万円に引き上げ。

高い能力と経験を持ったベテラン人材が第一線を退いた後もその力を生かして企業や教育の現場で活躍し続けられるような、地域ぐるみの支援環境を整備します。

また、優れたノウハウや幅広い人脈を持つ大企業のOBなどの人材を、新事業の展開などに悩む中小企業に派遣します。そのために、企業のOB等の登録数を1万人にします（2007年1月末現

在登録数：6520人)

2007年度で繊維特別対策が終了する繊維産業については、「よろず相談窓口」を設置し、横断的施策の活用を推進します。

(8)農林水産業の振興

農地保全や耕作放棄地の解消、農地の集約化を強力に推進するとともに、地産地消、耕畜連携、米粉（こめこ）の拡大等を推進します。

意欲のある担い手の支援強化のため、従来の作物ごとの価格支持、経営安定政策に代えて品目横断的な直接支払制度を導入します。対象は、

効率的な経営体 効率的な経営を目指す意欲ある担い手 効率的で一体性が高い集落営農——です。併せて集落が共同で行う地域資源の維持管理及び環境保全型農業に対しても直接支払制度を導入します。財源は農林水産省予算の見直しなどで行います。

進捗状況：2006年6月、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法」が成立。2007年度から「品目横断的経営安定対策」が導入されるとともに、担い手に対象とした直接支払い制度を実施。

女性の農業経営における役割を一層明確化するため、農業経営における役割分担、収益配分、就業条件等を取り決める家族経営協定の締結のさらなる普及を図ります。

食用魚介類の自給率を早期（2010年まで）に60%以上に回復させます。そのためにつくり育てる漁業を推進し、藻場・干潟の増生を図ります。“魚食文化”を振興し、若年世代の魚離れに歯止めをかけます。

水産基本計画に基づき、意欲のある漁業者を対象とする経営安定対策の導入を進めます。漁業の有する多面的機能を評価し、重要な役割を担っている離島等の生活環境改善等を図ります。

漁港などの周辺地域等における海岸環境の改善を図るとともに、防災対策を強化します。

遅れている森林の整備を早急に進め、国産材の活用を図るとともに、複層林化、針・広混交林化等を推進します。また、緑の雇用を推進します。

製材加工の大規模化や流通の効率化等により、地域材安定供給体制の整備を推進し、地域材の利用促進を図ることにより、木材（用材）自給率を2012年までに25%に引き上げます。

(9)文化・芸術の振興

地域の文化施設や多様な文化の人材を活用し、多くの人が文化芸術に親しめるための環境を整備します。

文化芸術への行政支援に関するワンストップサービスが受けられる総合窓口を、国及び全都道府県に設置するとともに、芸術家や文化人を任期付き（または短時間勤務）公務員として地方公共団体に採用します。

芸術家個人や文化団体への公的助成の対象として稽古手当や創作研究費などを支援費目に追加するとともに、創作や公演が終了するまでの一時融資制度の創設をめざします。

(10) スポーツの振興

地域の誰もが、いつでも気軽に利用できる「総合型地域スポーツクラブ」の設置を強力に推進し、5年間で全市町村に、10年間で全中学校区域（約1万カ所）の設置をめざします。

生涯スポーツ社会の構築や国際競技力の向上、スポーツ観戦の推進など、総合的なスポーツ振興政策の充実をめざし「スポーツ庁」（仮称）の設置を提案します。

(11) 観光立国の推進

ビジット・ジャパン・キャンペーンを促進するなど、外国人観光客を2010年までに1000万人にします。そのために、外国人受け入れ人材の育成や外国語表示の観光案内を充実させます。

家族旅行や個人旅行を活性化するため、有給休暇の連続取得の推進と学校長期休暇の分散化等、長期の休暇取得に向けた施策を推進します。このための環境整備として中小企業への新規雇用支援と学校休暇制度の改善を行います。

北京 羽田間の日中定期チャーター便の就航を推進します。

5 . 進めます！ 現場主義の学校改革と人材育成！

(1) 教育行政を地方への権限移譲を中心に抜本改革し、学校・教員の教育力を再生

「新たな少人数教育システム」(画一的ではなく学校が主体的にそれぞれの実情に応じて少人数学級・ティームティーチング等を選択できる仕組み)の導入や、「学校運営協議会」の全国展開等により、教員人事、学級編制の権限を抜本的に地域・学校に移します。

【国は教育条件、内容の最低限の基準だけを定め、地域・学校が教育目標、教員人事、学級編成、カリキュラム等を自由に設定できるようにします】

小・中学校において、保護者、地域住民等が授業で教員をサポートする「教員サポーター制」(仮称)を導入します。

また、教員評価を徹底するとともに、教員養成のための大学院を創設します。

(2) 体験学習の全国展開

すべての小学生が農山漁村で一週間以上の体験留学ができる機会を提供します。これにより、子どもの豊かな心を育み、地域コミュニティの再生に貢献します。

すべての小・中学生が1週間以上の職場体験活動ができるようにします。

すべての小・中学生に少なくとも年に1回、本物の文化芸術に触れさせる機会を提供します。

文科省、環境省、NPO等の連携で、全国の市町村に環境体験学習のコーディネーターを配置します。先生が体験学習に関する情報・プログラム・ノウハウにアクセスできる体制を整備します。自然体験学習に関する全国ネットワークを構築します。

NPOや地域ボランティアと連携し、補習授業、職業体験活動などを行う「放課後・土曜子どもプラン授業」を拡充します。また中学校第2学年時の「働くウイーク」(職業体験週間)を導入します。

(3) 学生全員に奨学金を貸与

有利子奨学金の月額貸与限度額を10万円から12万円に引き上げます。また奨学金返還時には、返還額の利子相当額を税額控除できる制度を創設します。

現在の奨学金制度について、各大学ごとの採用枠を撤廃し、1次募集の段階ですべての学生に奨学金が貸与できるようにします。

海外留学を希望する学生への奨学金について、派遣1万人計画等を策定し、抜本的に拡充します。

(4) 特別支援教育の体制強化

学校における発達障害児等への対応について、必要な財政支援を含め充実を図ります。具体的には
教員配置の拡充と研修体制の強化 学校種別を問わない特別支援教育コーディネーターの配置
複数の学校を支援する地域コーディネーターの配置 幼稚園や高等学校への特別教育支援員の
配置 医療ケア確保のために特別支援学校への看護師の配置 作業療法士等の外部専門家の活用
などを進めます。

(5) 高校における職業教育の見直し・強化

普通科を含め、1週間以上のインターンシップを実施します。

地域の産業界等と連携し、専門高校の職業教育を強化するとともに、国が財政支援を行い、スーパー専門高校を拡充します。

(6) 小学校の英語教育の必修化

小学校で英語教育を必修化（毎日20～30分の英会話授業）。授業は、民間の英会話学校に委託などの方法で行い、中学校卒業段階で日常英会話ができるまでにします（10年計画）。

(7) 学校の安全

人的警備を必要とする小学校等に、警察官OB、ボランティア等を活用した「スクールガード」（学校安全警備員）を5年間で配置します。

進捗状況：2005年度、全国の86.7%の小学校で地域ボランティアによる巡回・警備を実施。2006年度、防犯の専門家や警察官OBからなるスクールガードリーダー約2900人を全国配置。2007年度予算では、人的警備を必要とするすべての小学校にスクールガードを配置するための措置がなされた。

(8) いじめ、不登校問題等対策

子どもや親などからのSOSに即時に対応できるように、第三者機関による「いじめレスキュー隊」を設置します。

地域の中に子どもが安心できる居場所として、NPO法人等による不登校のためのフリースクールなどを活用し「ほっとステーション」を設置します。

子どもたちの心の拠りどころとなり、また、教員と子どもを結ぶ懸け橋として不登校の防止に役立っている、「メンタルフレンド制度」を導入し、教員志望の学生等を学校に派遣します。

6 . 創ります！ 世界に誇れる平和・人道の日本！

(1) 平和・人道外交の進展で、アジア近隣諸国から信頼される日本へ

アジア諸国とのEPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）を積極的に推進し、アジア地域の経済安定に貢献します。

A S E A Nを基軸に関係強化を進め、人材育成や留学生の受け入れ・我が国企業での活躍促進等を図り、エネルギー問題協力、観光の振興、環境破壊や汚染拡大の防止など東アジア地域全体における広範な課題に取り組む東アジア共同体構想を実現します。

中国、韓国からの芸術家、文化人など民間人を積極的に招聘（しょうへい）する人的交流を押し進め、対日理解を促進します。

日本の金融・資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、アジア経済の発展・拡大に資する国際金融センターをめざします。具体的には、アジアに貢献し、アジアの活力を取り込むよう、直接資金を供給できる仕組みや取引所の強化、空港アクセスの改善などのインフラ整備、市場関係者の人材・専門家の育成など、計画的・一体的に整備します。

(2) 「人間の安全保障」及び「地球環境対策」を確実に進めるためにODAを積極的に活用

経済的貧困、飢餓、麻薬、感染症から人間を守ることや、地球の環境保全、女性の地位向上、人身取引根絶など「人間の安全保障」分野に向けてODA（政府開発援助）を戦略的に活用します。

ODA予算全体の20%を「人間の安全保障」分野に優先的に使われるようシステムも含め見直します（人間の安全保障分野は減額せず）。さらに、ODA予算の5%を海外で働くわが国のNGOへ還元します。

イラク、アフガニスタンへの復興支援を着実に進めるために、ODAを有効に活用し、医療、教育、通信・放送、地雷・不発弾処理などを促進します。イラクについては、国連環境計画（UNEP）を通じて支援してきたメソポタミア湿原再生支援事業を継続して推進します。スマトラ大津波の被害に遭ったタイ、インドネシアなどの被災国への復興支援を推進します。

ODA事業を進めるにあたっては、無償資金協力および技術協力分野における事業を含めて、個別プロジェクトごとに事後評価を展開して、質的な改善を図ります。

日中共同出資による「日中環境基金」（仮称）を創設し、環境問題等に長期的に取り組むための資金面でのバックアップ体制を構築します。地球温暖化対策の専門家や環境教育のリーダーを育成し、世界に輩出します。

日本の先進的な結核対策で世界に貢献するため、「ストップTB（結核）ジャパン・イニシアティブ」を提案し、世界の年間死亡者の1割（16万人）の救命に努めます。

(3) 国際平和に活躍・貢献できる態勢づくりと専門家1万人の育成

国際平和協力活動は、自衛隊の非軍事的貢献だけではなく、NGOを含め民間の持つ平和構築力を育成することが大事。PKOをはじめ総合的な日本の国際平和協力への貢献力を高めるためにあらゆる努力を傾注します。

国際平和に貢献できる公務員、民間人の育成は急務。従来からの国連職員、JICA職員、青年海外協力隊などの拡充は当然として、NGOの強化支援に向けて税制面の手だてなど、多方面の協力によって、当面1万人の専門家育成をめざします。そのため既存の人材育成機関への援助をはじめとして、「国際平和貢献センター」の設置も含め、総合的な施策を講じます。

PKOをはじめとする自衛隊の国際平和協力活動の取り組みを内外にアピールするために、国際平和協力活動関連教育・広報施設（仮称：PKO訓練・広報センター）を設立します。

平和人権外交の基礎となる在外公館・マンパワーの充実をめざします。

(4) 国民の安全・安心の確保に向けて国際テロや大災害に立ち向かう態勢を確立

国際テロを撲滅するために関係各省庁の連携のもと、テロ資金の洗い出しやマネーロンダリング対策の強化をはじめ、あらゆる手だてを講じます。

大規模地震や原子力事故など緊急事態の発生に対してはより迅速かつ適切に対処しうるように、災害派遣能力の向上、即応態勢の強化を図ります。

進捗状況：陸上自衛隊では、災害派遣即応部隊として部隊を編成し、24時間即応体制で主要駐屯地に待機。海上自衛隊及び航空自衛隊では、2時間以内に派遣できる態勢でそれぞれ待機。

弾道ミサイル防衛システムの着実な整備に努める一方、防衛関係費においてさらなる合理化・効率化を図り、防衛省の予算が拡大することのないよう歯止めをかけます。

抑止力の維持と地元負担の軽減という基本的な考え方のもと、米軍再編を関係地方公共団体及び住民の理解を得ながら着実に実施し、日米間の安全保障・防衛協力の信頼性を向上させます。

(5) 平和発信の国をめざして

平和の拠点島「沖縄」を世界に宣揚するため、国際機関の誘致をめざします。

核兵器をはじめ大量破壊兵器の廃絶をめざした平和外交を推進します。「包括的核実験禁止条約(CTBT)」の早期発効めざし、批准国が一定数に達した段階で暫定発効の形をとるなど、様々な提案を発信します。

武器貿易条約(ATT)の早期締結をめざし、小型武器を規制する国際的枠組みが構築されるよう取り組むとともに、被害の多発する国の武器回収や開発支援を推進します。

いわゆるオタワプロセスを活用するなど、ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則を見直し、軍縮を推進します。

国際刑事裁判所(ICC)の設立条約の批准を経て、人的・資金的貢献を拡大します。

進捗状況：2007年通常国会で設立条約に関する国内法が成立。2007年度中に発効の見通し。

対人地雷の探知・除去技術がさらに進むよう、わが国の技術を活用した機材の開発、人材の育成、ODAを含めた財政支援等を行うとともに、対人地雷除去と併せて犠牲者支援や開発援助を行うなど、世界の模範となる取り組みを進めます。

わが国の難民の受け入れについては、難民条約の趣旨に基づき適切に審査を実施し、その拡大をめざします。日本の在外公館に難民申請を希望する者が逃げ込んで来た場合、人道的な立場から一時的な保護を与える体制を整備します。

麻薬撲滅へ向けて、国連薬物統制計画(UNDCP)など、国連関係機関への協力、ケシ栽培の転作への技術・財政支援、警察機関の取り締まり態勢を強化します。水際での取引阻止に向けての海上警備態勢の拡充など、総合的な対策を推進します。

(6) 新時代に即した国連へ、国連改革をバックアップ

公明党が推進してきた「人間の安全保障」や我が国が提唱する「平和の定着」構想を推し進めるため、我が国が平和構築委員会の活動に積極的に参加します。

国連総会直属の常設機関としての人権理事会が実効性をもつよう、我が国が機能強化を先導します。また、国連での人権決議を進めることにより「拉致問題」への理解を深めます。

21世紀型安保理の実現に向けて、我が国の平和と繁栄の経験・知見を最大限発揮し、常任・非常任理事国の構成見直しを含む安保理改革を推進します。

アジアなど国際的な防災・災害救援と復興支援の協力体制を確立するため、我が国のイニシアチブにより、国連の「国際復興支援機構」の創設を推進するとともに、「津波早期警戒システム」の整備等を図ります。

(7) 人道・人権の日本へ

2004、2005年度予算において法科大学院対象の奨学金制度を創設するなど、法曹養成制度への財政支援を拡充させました。今後、法科大学院への財政支援を一層拡充するとともに、法科大学院教育が受験教育にならないようにするため、2006年度から始まる新司法試験を、資格試験にふさわしい内容としていきます。

2009年の裁判員制度実施までに、ビデオ録画等による取り調べ過程の可視化を検討・策定します。

人権侵害被害者が国連に直接訴えることができる「個人通報制度」を定めた国際人権規約の選択議定書の批准をめざします。

2004年の第159国会で成立させた裁判員法に基づき、2009年から実施予定の裁判員制度について、国民の理解と協力が得られるよう、学校における法教育を広めるとともに、広報宣伝活動を実施します。また国民に参加しやすい制度にするため、育児・介護・就労への配慮等、環境整備を行います。

進捗状況：学校において啓発推進のための法教育を実践。各種シンポジウムの開催やビデオ・リーフ等を使った広報活動を広く推進。特に企業における制度への理解促進を図っている。

2004年の第159国会で公明党の主張を盛り込んで成立させた行政事件訴訟法一部改正法については、体制整備を含めたさらなる改革を推進し、誰でもが行政の不正をただせるような、より国民に開かれた行政訴訟制度を創設します。

総合法律支援制度「司法ネット」構想の実現をめざす「総合法律支援法」が2004年の第159国会で成立したことを受け、2006年に始まる日本司法支援センターによる司法過疎対策、アクセス・ポイントの設置等を推進し、弁護士がゼロないし1人しかいない「ゼロワン地域」を解消します。そのための財政支援も拡充します。

進捗状況：2006年10月、日本司法支援センターが業務開始。支部・出張所を含む78ヶ所で運営（2007年2月1日現在）。

法テラスのスタッフ弁護士を大幅に増員するとともに、訪問・出張相談等を実施し、高齢者や障害者などの司法アクセス困難者のための相談体制を整備します。併せて、若者や外国人向けの法律相談等のサービスを充実させます。また、被疑者国選弁護対象の拡大に対応できる体制の整備を図ります。

法律扶助制度予算をさらに拡充します。また、犯罪被害者等給付金を大幅に増額するとともに、犯罪被害者等が刑事手続へ参加する際の公費による弁護人制度の創設など、犯罪被害者等の権利確立へ向けた施策をさらに推進します。

進捗状況：日本司法支援センターの業務の一環として2007年度の法律扶助に必要な予算を確保。また、2007年に犯罪被害者の刑事手続参加制度を盛り込んだ法律が成立。

改正DV防止法を踏まえ、DV防止と被害者の保護と自立支援を一層進めます。

受刑者処遇プログラムの充実・強化や保護観察官の増員、保護司実費弁償金の増額及び更生保護施設の充実・強化により、出所者や保護観察対象者の社会復帰のための就労支援や居住支援など再犯防止に向けた取り組みを推進します。

夫婦の姓(氏)について、同姓または別姓の選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を実現します。

原爆症認定制度の認定基準の見直しや在外被爆者問題への対応など、被爆者救済制度の拡充を図ります。

カネミ油症患者に対し仮払金債権免除並びに油症研究調査協力金の支給など早期救済を図るとともに、ダイオキシン健康被害に関する治療法の確立及び医学的研究を推進します。

<アスベスト対策>（マニフェスト2005「当面する重要政治課題」から）

公明党は関係機関と連携し、中皮腫やアスベスト肺がんなどの患者の実態調査を進め、労災認定による補償を強力に推進していきます。また、時効（遺族補償の申請は5年以内）のために労災認定されない患者やその遺族、アスベストに関係する労働者の家族（家庭内暴露者）、アスベストを扱っていた工場や港湾などの周辺住民（環境暴露者）など現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼にした新法の早期実現をめざしています。

なお新法には、アスベスト使用等の早期完全禁止や現在建物などに使われているアスベストの封じ込めと除去、建物解体時の安全確保、アスベストに関するリスク評価と情報開示、アスベスト関係疾患の早期診断・治療法研究の開発促進、患者のための相談体制強化など、アスベストから国民の命と健康を守るさまざまな施策も盛り込んでいきます。

進捗状況：2006年2月に成立した「アスベスト被害救済法」により、労災認定されなかった本人だけでなく、アスベストが原因の中皮腫や肺がんと認定されれば、医療費等の支給が実現。

(8) 政治改革

18歳選挙権を実現します。

永住外国人の地方選挙権の付与を実現します。

戸別訪問による選挙運動の解禁を実現します。

憲法

次期国会で衆参両院に設置される憲法審査会での議論を深め、国民的な議論を喚起します。

憲法審査会での3年間の議論を踏まえ、3年後を目途に加憲案をまとめることを目指します。

郵政民営化を推進

日本経済の活性化とより良い郵便局サービスの提供を目的とする郵政民営化は、「構造改革」の要であり、時機を失しない速やかな改革推進が何よりも大事だと考えます。総選挙後の国会で、改めて、郵政民営化法案の成立に万全を期します。

郵政民営化法案の主な内容と公明党の取り組みは次の通りです。

郵政民営化の主な内容

日本郵政公社は、2007年4月に解散。政府出資の「持ち株会社」の下に「郵便事業会社」「窓口ネットワーク会社（郵便局）」「郵便貯金銀行」「郵便保険会社」に4分割します。2017（平成29）年には「郵便貯金」と「郵便保険」の金融2社は株式を売却、完全民営化します。

進捗状況：2005年10月、郵政民営化法が成立。2007年10月に民営化予定。